



(その2)

審 査 結 果 通 知 書

令和5年12月20日

常滑市議会議員 井上 恭子 様

常滑市議会議長 盛田 克己

常滑市議会政治倫理審査会から下記のとおり報告がありましたので、常滑市議会議員政治倫理条例第8条第3項の規定により通知します。

記

1 審査の結果

文書による厳重注意

2 審査会の意見

別添報告書のとおり



審 査 報 告 書

令和5年12月19日

常滑市議会議長 殿

常滑市政治倫理審査会会長 稲葉 民治

令和5年10月24日付けで審査の請求がありましたことにつきましては、下記のとおり報告します。

記

1 対象議員の氏名

井上 恭子 議員

2 審査の結果

文書による厳重注意

3 審査会の意見

別添報告書のとおり

常滑市議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

令和5年12月19日

令和5年11月24日より審査した件について、下記のとおり報告します。

記

1 政治倫理基準に違反する行為があると認められる議員

井上 恭子 議員

2 政治倫理基準に違反する行為があると認められる事項

(1) 該当条項

常滑市議会議員政治倫理条例第3条第6号に規定する「公人としての発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事実を摘示することによって他人の名誉を毀損する行為」及び同条第7号「議員としての品位と名誉を損なう行為」を行った。

(2) 内容

- ① 事実関係調査委員会で明らかになった、告訴を示唆した事前抑圧行為に関する事項
- ② 事実関係調査委員会で明らかになった、井上恭子議員管理のFacebookへの自身による投稿内容及び議員個人や議会に対する誹謗中傷事項

3 審査会の構成（8人）

稲葉民治（会長） 伊奈利信（副会長）

相羽助宣 坂本直幸 中村崇春 加藤代史子 西本真樹 肥田裕士

4 政治倫理審査会活動方針

- ① 事実関係調査委員会の報告書をもとに政治倫理条例と照らし合わせて検討することを大前提とする。
- ② 常滑市議会として政治倫理審査会は初開催であることや今回の事案については井上恭子議員を除くすべての議員が当事者であることから、審査会委員以外（無記名）からも質疑を提出できることを可能とする。
- ③ 井上議員から弁明する機会を与えるよう請求があった場合は、文書によることとする。提出質疑の回答は文書によることを求める。
- ④ 会議は常滑市議会傍聴規則の例による。すべてオープンとして傍聴も可とする。会議の冒頭に、会長から、傍聴人は録画、録音を禁止することを発言する。
- ⑤ 個人に送信されたLINE及びメールを特定されない範囲で公表してもよいか関係議員に問い合わせ、可能なものは公表する。

5 審査の経過等

第1回（令和5年11月24日）

- ・常滑市議会議員政治倫理条例施行規程第6条により、議長が指名した委員より、正副会長を互選。
- ・審査会の活動方針の決定

第2回（令和5年11月29日）

- ・質疑事項の内容確認
- ・井上恭子議員への質疑事項について
- ・各議員に送信されたLINE及びメールの開示承諾について

第3回（令和5年12月6日）

- ・井上恭子議員による弁明及び質疑

第4回（令和5年12月12日）

- ・議員ヒアリング

第5回（令和5年12月15日）

- ・議員ヒアリング（中止）
- ・井上恭子議員より、常滑市議会議員政治倫理条例に基づく弁明書提出請求書を受理報告
- ・審査報告書（案）

第6回（令和5年12月18日）

- ・井上恭子議員より、最終弁明書の提出を受理報告
- ・審査報告書とりまとめ

第7回（令和5年12月19日）

- ・議長へ措置を明記した審査報告書を提出

令和5年12月20日

- ・協議会にて、政治倫理審査会から 審査報告書の朗読及び審査会報告
- ・議長より請求議員及び対象議員に審査結果を通知
- ・全議員に報告書送付

6 調査の結果

（1）常滑市議会議員政治倫理条例第3条第6号「公人としての発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事実を適示することによって他人の名誉を毀損する行為」について

- ・「学校給食で子供たちが病む」と言われたと繰り返し書き込んだり、また、公式の場で発言されたが、当事者との内容が食い違うことから、証明議員に書面にて確認にしたところ、井上恭子議員の虚偽であることが判明した。
- ・「訂正しなければ議場で決着をつける」と言われたと公式の場で発言されたが、当事者との内容が食い違うことから、証明議員に書面にて確認にしたところ、井上恭子議員の虚偽であることが判明した。

- ・決議案の提出に際し、事前に事務局に確認したら「動議が出ると言われた」と話されたが、議会事務局に書面にて確認したところ、このような事実はなく、井上恭子議員の虚偽であることが判明した。
 - ・井上恭子議員が自身で管理している Facebook に「決議案に対し1名の方にメールをした」と記載していたが、任意提出のLINE及びメールについて、事実関係調査委員会に書面にて確認にしたところ、同様の内容で5名に送信しており、井上恭子議員の虚偽であることが判明した。
- (2) 常滑市議会議員政治倫理条例第3条第7号「議員としての品位と名誉を損なう行為」について
- ・送信を受けたそれぞれの議員承諾のもと、提出された内容について、事実関係調査委員会に書面にて確認したところ、裁判を示唆する内容5件、抑圧弾圧とも感じされる内容5件、強要する内容5件。脅迫ともとれる内容5件であった。その内容には、「賛同したら訴える」旨の記述や「賛同すれば同罪」とする記述。「今回は知らん顔していた方が良い」「弁護士と相談してそれなりの処置をする。くれぐれも署名にご用心」などと示されている内容であった。

7 審査結果

(1) 審査に至った経緯

12月6日に、審査請求の対象となった井上恭子議員の質疑を行ったが、審査会から出された質疑に対し、「後程、書面でもって答える」などの政治倫理条例に規定されていない内容での回答を繰り返し、政治倫理条例第9条「議員の協力義務」を果たされないで終了した。

12月12日には、事実関係調査委員会で明らかになった、告訴を示唆した事前抑圧行為に関する事項、井上恭子議員管理のFacebookへの自身による投稿内容及び議員個人や議会に対する誹謗中傷事項の対象になった、計4名の議員から心証確認のため聞き取り調査を行った。

聞き取りした議員からは、「とても恐怖を感じた」「不安で圧力を感じた」「家族のことが心配だった」「裁判に訴えられるとの不安は今でもある」「妻に影響があるかもしれないところまで考えた」「議員活動に圧力や制限をかけられ苦痛であった」「その後の政治活動にも影響があった」「井上恭子議員と話すと、何を書き込まれるか不安になった。話すことができず、議員活動に影響が出ている」「深刻な後遺症が残っている」「精神的にも、体調不良など、もう数か月苦しんでいる」など、個々の抱える心理的苦悩が聞き取り調査で明らかになった。

12月15日には、匿名による聞き取り調査を非公開で実施する予定であったが、聞き取り後に何をされるか分からないとの理由で全議員が辞退をした。

(2) 結論

審査請求の対象となった井上恭子議員については、常滑市議会議員政治倫理条例第

3条第6号「公人としての発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事実を摘示することによって他人の名誉を毀損する行為をしないこと」では、虚偽により、個人の名誉を著しく棄損した行為もあり、該当する行為であったと認定する。

また、同条第7号「前各号に定めるもののほか、議員としての品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、議員の職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと」については、議員の恐怖心をあおり、心理的に追い詰めたことは、社会通念上許されることでなく、人としても常軌を逸した行為であり、ましてや、市民の付託を受けた公人である議員としての品位を大きく逸脱するものであることから、該当する行為が行われていたと認定する。

8 審査会結果

常滑市議会議員政治倫理条例施行規程第11条、「審査会は、条例第8条第2項の規定による審査の結果、条例第3条第1項に規定する政治倫理基準に反する事実があったと認めるときは、条例第8条第2項に規定する意見において、次に掲げる事項のうちいずれの措置を講ずるべきかを述べるものとする。」の条文に基づき、井上恭子議員に対し、虚偽を繰り返したことや脅迫的なLINE及びメールを送り付けたことは許されるものでない。

審査会では、相手を脅し、個々の議会活動を制限する行為については、「一定期間の議会出席の自粛」が妥当ではないかとの意見もあったが、審査会委員で合議した結果、市民の付託を受けた議員として、支援してくれた皆さんの声を市政に反映してもらいたい事や井上恭子議員に対し深く反省する時間と更生の機会を与え、新たな気持ちで市民福祉の向上に努めていただきたいとの思いから、議長に対し、審査会附帯決議案を付して、「文書による厳重注意」が妥当であるとの結論に至った。

9 附帯決議 意見

- ・井上恭子議員は、SNSに実名を晒した議員に謝罪すること。
- ・井上恭子議員は、自身管理のSNSで謝罪文を掲載すること及び虚偽と認定された記事を早急に削除すること。
- ・井上恭子議員は、とこなめ市議会だより及び常滑市議会ホームページで謝罪文を掲載すること。
- ・井上恭子議員は、LINE及びメールで恐怖を与えた議員に対し謝罪すること。
- ・井上恭子議員は、常滑市議会政治倫理条例第11条1項の規定を順守すること。
- ・議長は、常滑市議会政治倫理条例第11条1項の規定が遵守されない場合は、常滑市議会政治倫理条例第11条2項の規定により速やかな対応に努めること。

以上